

○電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（要件）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p>2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から一年を減じた期間とすることができる。</p> <p>一 設備容量が三百キロボルトアンペア以下のもの</p> <p>二 受電設備がキュービクル式であるもの</p> <p>三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせる形式（PF・S形）のもの</p>	<p style="text-align: center;">（要件）</p> <p style="text-align: center;">第一条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>